

国民健康保険に関する事務 全項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続きによる
意見を踏まえた修正
・印＝その他の修正

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
7P 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 _____	・記載に誤りがあるため修正
9P 別添1－1国民健康保険に関する事務関係システム概念図	上記システムの名称説明 (記載なし0)	上記システムの名称説明 <u>統合端末:以下の処理を行う住民基本台帳ネットワークシステムの端末。</u> ・ <u>住民基本台帳法に基づく転入等の各種異動届や住民票の写し等の各種証明書発行などの業務処理の操作。</u> ・ <u>住基カード又は個人番号カードを利用した本人確認業務。</u> ・ <u>操作者の照合情報を利用した操作者認証。</u>	・概念図での統合端末の説明が抜けていたため。
45P 2. 基本情報	③対象となる本人の範囲 杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者	③対象となる本人の範囲 杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者 ※「 <u>特定同一世帯所属者</u> 」を用語解説に追加。	・専門用語を用語解説へ追加するため。
47P・48P・50P・ 51P・52P・53P・ 54P・82P・83P・ 84P・87P・93P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項 ⑤委託先名の確認方法 「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。	⑤委託先名の確認方法 <u>下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことも確認可能。</u>	・本評価書にても委託先名の確認が可能のため。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
49P・83P 4. 特定個人情報 ファイルの取扱い の委託	委託事項 ⑤委託先名の確認方法 「V 開示請求、問合せ」で示す開 示請求を行うことで確認ができる。	⑤委託先名の確認方法 <u>下記、「⑥委託者名」の項の記載</u> <u>により確認できる。また、「V. 開示</u> <u>請求、問合せ 1. ①請求先」への</u> <u>当区の情報公開請求による開示</u> <u>請求を行うことでも確認可能。</u>	・本評価書にても委託先名の 確認が可能のため。
58P 5. 特定個人情報 の提供・移転（委 託に伴うものを除 く。）	提供先7 ①法令上の根拠 生活保護法による保護の決定及 び実施又は徴収金の徴収に関す る事務であって主務省令で定める もの	提供先7 ①法令上の根拠 <u>番号法第19条第7号 別表第二</u> <u>（第26項）</u>	・記載に誤りがあるため修正
93P 4. 特定個人情報 ファイルの取扱い の委託	委託事項1 ⑧再委託の許諾方法 再委託を行う場合には、委託先か ら再委託先の商号又は名称、住 所、再委託する理由、再委託する 業務の範囲、再委託先に関する業 務の履行能力、再委託予定金額 等及びその他杉並区のセキュリ ティポリシー等で委託先に求めるべ きとされている情報について記載 した書面による再委託申請及び再 委託に関する履行体制図の提出 を受け、委託先と再委託先が秘密 保持に関する契約を締結している ことなど、再委託先にける安全管 理措置を確認し、決裁等必要な手 続きを経たうえで再委託を承認す る。	委託事項1 ⑧再委託の許諾方法 再委託を行うにあたっては、委託 先から再委託先の商号又は名称、 住所、再委託する理由、再委託す る業務の範囲、再委託先に関する 業務の履行能力、再委託予定金 額等及びその他杉並区のセキュリ ティポリシー等で委託先に求める べきとされている情報について記 載した書面による再委託申請及び 再委託に関する履行体制図の提 出を受け、委託先と再委託先が秘 密保持に関する契約を締結してい ることなど、再委託先における安 全管理措置を確認し、決裁等必要 な手続きを経たうえで再委託を承 認する。	・委託業務に係るセキュリティ 対策の記載を明文化したた め。
101P 2. 特定個人情報 の入手（情報提 供ネットワークシ ステムを通じた入	リスクに対する措置の内容 ・委託業務については、契約により 委託業者が、従事者に対して情報 セキュリティ教育を行い、根拠法令 等の規定に基づく正当な情報入手	リスクに対する措置の内容 ・委託業務については <u>委託先と</u> <u>の契約により</u> 、委託業者が <u>従事</u> 者に対して情報セキュリティ教育を 行い、根拠法令等の規定に基づく	・委託業務に係るセキュリティ 対策の記載を明文化したた め。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
手を除く。） リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	を指導している。	<u>正当な情報入手を指導する。</u>	
103P 3. 特定個人情報 の使用 リスク3： 従業員が事務外で使用するリスク	リスクに対する措置の内容 ・委託業務については、契約により委託業者が、従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。	リスクに対する措置の内容 ・委託業務については <u>委託先との契約により、委託業者が従事者</u> に対して情報セキュリティ教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。	・委託業務に係るセキュリティ対策の記載を明文化したため。